

【保管場所届出書】の記載例

【※】印の欄は、空欄でも届出を受理しますが、記載に御協力ください。

軽自動車を新規に登録するときは「新規」に、それ以外は「変更」に○印を付けてください。登録自動車の保管場所変更届出は「登録」に、軽自動車の保管場所変更届出は「軽」に○印を付けてください。

別記様式第2号（第3条関係）

特に型式及び車台番号の記載では、
○ 0（ゼロ）とO（オー）
○ 1（イチ）とL（エル）
○ 2（ニ）とZ（ゼット）
等のアルファベットと数字の記載誤りや、脱字に注意してください。

「自動車の大きさ」欄は、点線内に右詰めで記載してください。

自動車保管場所届出書（新規・ 変更 ）			自動車の区分	登録・ 軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
ホンダ	1AB-CD2	CD2-3456789	長さ	3 4 0
			幅	1 4 8
			高さ	2 0 0
			センチメートル	
			センチメートル	
			センチメートル	

郵便番号、住所、電話及び氏名は、できるだけ点線内に記載してください。

宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

自動車の使用の本拠の位置	長崎市尾上町○番○号 尾上マンション101号
自動車の保管場所の位置	長崎市尾上町○番○号 (変更前 長崎市五島町△番△号)

【※】届出に係る自動車を、届出に係る保管場所に
○ 新規又は追加で保管する場合→「新規」
○ 保管中である申請者の自動車との入替えにより保管する場合→「代替」に○印を付けてください。

【※】保管場所の所有者が、
○ 申請者本人である場合 → 「自己」
○ 申請者以外である場合 → 「他人」
○ 申請者を含む複数人の共有である場合 → 「共有」
に○印を付けてください。

上記の事項について届出をします。

令和8年 1月 8日

〒 (**850-8548**)

住所 **長崎市尾上町○番○号 尾上マンション101号**

電話 **095-○○○-0110**

氏名 **長崎太郎**

届出者

警察署長 殿

【※】「代替」を選択した場合には、
○ 「前車」欄に、代替される自動車の登録番号又は車両番号
○ 「現車」欄に、届出に係る自動車の登録番号又は車両番号
を記載してください（「新規」を選択した場合には、空欄で提出してください。）。

【※】代理申請の場合等、申請内容に関する確認を申請者以外の方に行った方がよい場合には、その方の氏名及び電話番号の記載してください。届出者の連絡先が他にあれば記載してください。

使用権原	自己 他人 ・共有	連絡先	氏名 届出 一郎	電話 090-○×△○-0110	新規登録	前車
					代替番号等	現車

- 備考
- 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
 - 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
 - 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 - 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
 - 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
 - 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。